

清里町分別収集計画書

(第9期)

(令和元年5月)

斜 里 郡 清 里 町

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6条に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

清里町（以下「本町」という。）は、秀峰斜里岳のもと豊かな緑と肥沃な大地に恵まれた農林業を基盤として発展してきました。

近年における大量生産、大量消費、大量廃棄社会は、機能的で利便性の良い生活をつくり出した反面、環境破壊や汚染といった様々な弊害も合わせて生じることとなり、地域や国内に留まらず国境を越え地球的規模で環境改善対策の取り組みが求められる状況となっています。

本町は、昭和46年度よりごみの焼却を開始し、昭和58年度には最新式の焼却施設を整備、さらに昭和59年度には不燃ごみ破碎処理施設の整備も行ない中間処理による埋め立てごみの減量に取り組んで来ました。又、ごみの資源化にも積極的に取り組み昭和60年度には可燃・不燃ごみの分別収集と使用済み乾電池の回収、平成4年度には空き缶やダンボール等の集団回収活動に対するリサイクル奨励金制度を創設して住民と行政が一体となったごみの減量化を推進してきました。

平成12年度には町内全域のごみ収集開始と同時に資源ごみの分別収集を行いごみの資源化を促進するとともに、平成13年度、14年度の2ヵ年で国が定めるダイオキシン類排出基準に適応した焼却施設に改造したところですが、30年を経過した施設であることから老朽化も進んでいます。施設の延命を図るために清掃センター長寿命化計画を策定し、平成25年度より5年間で大規模な改修工事を実施し、施設の延命化を図ってまいりました。

ごみの排出量は人口が年々減少しているにもかかわらず増加傾向にあることから、ごみ処理経費負担の公平化とごみ減量意識の高揚を目的に平成13年度には粗大ごみを平成17年度には可燃ごみ、不燃ごみ処理の有料化を行いごみ減量化を推進し、減量効果が見られたところですが、減量を一時的なものに終わらせないためには町民、事業者、そして滞在者も含むひとり一人が「ごみゼロ環境」づくりを進めるための意識変革が求められています。

本計画は、焼却施設等が老朽化する中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づいて、一般廃棄物の中で大きなウェイトを占めている容器包装廃棄物を収集し、循環型社会の形成推進と一般廃棄物処理施設の安定した使用を行うため、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画を推進することで、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、清掃センター焼却施設や破碎処理施設、最終処分場の延命が図られ、「廃棄物循環型社会」の形成により、「健康で安心して暮らすことができる自然豊かなまちづくり」が推進されます。

2 計画の基本的方向

本計画は、本町全域を対象とし、家庭から排出される一般廃棄物における容器包装廃棄物と事業所から清掃センターに直接搬入される事業系一般廃棄物における容器包装廃棄物を分別の対象とします。

また、本計画を実施するに当たっての基本的な方向を次のとおり示します。

- 町、町民、事業者及び滞在者は協働でごみの減量、リサイクルを推進し、環境への負荷軽減を図ります。
- 町民、事業者のごみの分別や減量化、リサイクルに対する意識の啓発を行いごみの発生抑制、再使用、再利用の推進を図り、最終処分場への埋立量を軽減し、ごみの少ないまちづくりを進めます。
- 自然環境の保全と創造を前提とした適切な廃棄物処理体系を整備します。
- 町民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に推進します。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直しを行います。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物の缶類（スチール・アルミ）、ビン類（無色、茶、その他）紙類（段ボール、紙パック、その他紙製容器包装）、プラスチック類（ペットボトル、トレイ、その他プラスチック製容器包装）の4種11品目を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号関係）

（単位：t）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	163	161	159	159	157

【内 訳】

（単位：t）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール缶	6	6	6	6	6
アルミ缶	9	9	9	9	9
ガラスびん（無色）	9	9	9	9	9
ガラスびん（茶色）	14	13	13	13	13
ガラスびん（その他）	5	5	5	5	5
紙パック	1	1	1	1	1
ダンボール	57	56	55	55	54
その他の紙製容器包装	7	7	7	7	7
ペットボトル	15	15	15	15	15
トレイ	2	2	2	2	2
その他プラスチック製容器包装	38	38	37	37	36
容器包装廃棄物計	163	161	159	159	157

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。尚、実施に当たっては町、町民、事業者がそれぞれの役割を分担し、相互に協力、連携を図ります。

(1) 啓発活動の実施

清掃センターや最終処分場の見学、町広報紙などあらゆる機会を通じ、町民、事業者に対して「容器包装リサイクル法」の趣旨や、ごみ排出抑制、分別の徹底、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動や学習活動に積極的に取り組みます。

(2) 容器包装の減量化の推進

買い物時において、マイバックを持参することでレジ袋をもらわない。商品の過剰包装は断る等、容器包装の減量化についての啓発を行います。

(3) ごみ分別ルールの確認

ごみの減量化や分別に関する意識が徐々に低下してきており、空き缶や空き瓶、ペットボトルが不燃ごみとして捨てられているケースや、廃プラスチックや紙製容器包装が可燃ごみとして捨てられているケースもあったことから、循環型社会の実現に向けて、ごみの分別ルールに関する教育啓発活動に取り組みます。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

本町における最終処分場の残余年数、処理施設の整備状況並びに国の再商品化計画等を総合的に勘案し、分別する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

又、町民の協力度、収集体制、収集車両を勘案し、収集に係わる分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類	収集に係わる分別の区分
主としてスチールの容器包装 主としてアルミニウムの容器包装	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(白色トレイと表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器包装	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主としてアルミ製の容器包装	9 t		9 t		9 t		9 t		9 t	
無色のガラス製容器包装	(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	9 t	t	9 t	t	9 t	t	9 t	t	9 t	t
茶色のガラス製容器包装	(合計) 14 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	14 t	t	13 t	t	13 t	t	13 t	t	13 t	t
その他のガラス製容器包装	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	5 t	t	5 t	t	5 t	t	5 t	t	5 t	t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	57 t		56 t		55 t		55 t		54 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	7 t	t	7 t	t	7 t	t	7 t	t	7 t	t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	15 t	t	15 t	t	15 t	t	15 t	t	15 t	t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 40 t		(合計) 40 t		(合計) 39 t		(合計) 39 t		(合計) 38 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	38 t	2 t	38 t	2 t	37 t	2 t	37 t	2 t	36 t	2 t
(うち白色トレイ)	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	t	2 t	t	2 t	t	2 t	t	2 t	t	2 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{各年度におけるごみの総排出量} \times (\text{H30分別基準適合物収集量} \div \text{H30ごみの総排出量})$$

各年度におけるごみの総排出量は、平成30年度の実績に基づき1日一人あたりの排出量を算定し次のとおり設定します。

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの総排出量	1,094,907	1,080,418	1,066,202	1,051,985	1,038,316

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

本町の収集・運搬段階・選別・保管段階における実施者は以下のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等の段階	備考
缶	スチール	缶類	委託業者 (車両は町所有)	委託業者 (施設は町所有)	
	アルミニウム				
びん	無色ガラス	びん類	委託業者 (車両は町所有)	委託業者 (施設は町所有)	
	茶色ガラス				
	その他のガラス				
紙	紙パック	紙パック	委託業者 (車両は町所有)	委託業者 (施設は町所有)	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者 (車両は町所有)	委託業者 (施設は町所有)	
	トレイ	トレイ			
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条2項第6号）

容器包装廃棄物の選別、圧縮及び保管等は、民間業者に委託しており、今後も当面の間は、現行の方法により分別収集を実施することとします。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
(第8条第2項第7号)

(1) 3R活動等の推進

清里町環境基本条例等に基づき、町民と町が協働して3R活動等を推進し、自主的な地域リサイクル活動を推進します。

(2) 公共施設等におけるゴミ減量活動の推進

公共施設利用時におけるゴミ持ち帰りの啓発を行います。

(3) 行事等におけるごみ減量と分別排出の推進

行事等におけるごみの減量化に努めるとともに、分別排出を徹底します。

(4) 環境教育の推進

再使用可能なものは、リサイクルショップ等で引き取ってもらうなど、ゴミの減量化に繋げるよう指導します。